

会議録

会議の名称	山形市地域包括ケア推進協議会	
日 時	令和6年12月18日（水）午後3時から	
場 所	山形市庁舎 11階 大会議室	
議 題	【報告】 ・地域包括支援センターの活動状況について ・介護保険法施行規則の改正等に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）の運営及び業務に係る変更点について ・山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）に基づく介護サービス施設等整備事業者の公募結果について ・山形市における住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組について 【協議】 ・山形市ケアマネジメントに関する基本方針（案）について ・地域包括支援センターの運営状況及び評価事業について ・地域包括支援センターの時短勤務（労働基準法に基づく育児時間）について ・地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について	
出席者	今野厚志委員、田中教仁委員、長瀬武久委員、高橋邦之委員、池野士功委員、筒井伸委員、菅野弘美委員、丹野克子委員、五十嵐元徳委員、大江祥子委員、藤澤睦夫委員、松田幸子委員、熊坂聡委員、大竹まり子委員 （欠席：細谷健一委員、滝口明子委員）	
傍聴者の数	1人	
審議経過	下記のとおり	
提出資料	資料1	地域包括支援センター相談実績等
	資料2	介護保険法施行規則の改正等に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）の運営及び業務に係る変更点について
	資料3	山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）に基づく介護サービス施設等整備事業者の公募結果について
	資料4	山形市における住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組について
	資料5	山形市ケアマネジメントに関する基本方針（令和6年度～令和8年度）（案）
	資料6 - 1	令和6年度地域包括支援センター運営状況調査（自己評価）結果
	- 2	令和6年度地域包括支援センター運営状況調査結果表
	資料7	地域包括支援センターの時短勤務（労働基準法に基づく育児時間）について（案）
	資料8	地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援等に係る業務の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者の承認について
	参考資料1	指定介護予防支援事業等の受託可能事業所一覧
	その他資料1	介護保険事業の実施状況について（令和6年8月）

1 開会

2 あいさつ

3 報告

事務局 それでは、「3 報告」に入る。協議会の会議は、設置要綱第5条の規定に基づき、会長がその議長になることとされているので、今野会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

(1) 地域包括支援センターの活動状況について

(2) 介護保険法施行規則の改正等に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）の運営及び業務に係る変更点について

議長 では、「(1) 地域包括支援センターの活動状況について」及び「(2) 介護保険法施行規則の改正等に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）の運営及び業務に係る変更点について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー (1) 地域包括支援センターの活動状況について、資料1に沿って説明ー
ー (2) 介護保険法施行規則の改正等に伴う地域包括支援センター（指定介護予防支援事業）の運営及び業務に係る変更点について、資料2に沿って説明ー

議長 以上、事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願いしたい。

委員 資料2の1ページ目について、各圏域を担当する法人が異なり、そうした圏域をまとめて調整するには、現実的にはどのようにするのか。

事務局 山形市では現在、同じ法人が隣接する圏域を担当する箇所がほとんど見られない状況である。実際には、原則に基づいた職員配置を促すとともに、そうした配置ができない場合には、常勤換算を検討することを基本とする。それでもなお、法人が人材を確保できないという場合には、今般の制度改正を活用する必要があるかと思う。今後、活用が必要となった場合に、当該の法人の状況も踏まえ、検討していきたい。

(3) 山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）に基づく介護サービス施設等整備事業者の公募結果について

議長 次に、「(3) 山形市高齢者保健福祉計画（第9期介護保険事業計画）に基づく介護サービス施設等整備事業者の公募結果について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料3に沿って説明ー

議長 以上、事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願いしたい。
ー質問・意見等なし

(4) 山形市における住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組について

議長 次に、「(4) 山形市における住宅確保要配慮者に対する居住支援の取組について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料4に沿って説明ー

議長 以上、事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願いしたい。

委員

1点目としては、居住支援協議会の開催が設立されたことを、非常に有意義に思う。同協議会の会議では、要配慮者への住宅確保に関する現状と課題について、どのような報告及び意見があるのか。地域包括支援センターの相談の中では、身寄りのない方への支援や住宅確保に関すること、精神疾患のある方等に関する対応についてが、課題と思われる。その点で、同協議会の会議において、住宅確保の現状と課題が共有されておいた方が良いと思う。

2点目としては、居住支援協議会に、山形市の関係課 12 課長が参加していると聞いているが、具体的にどのような課が入っているのか。

事務局

居住支援法人の方が、活動の中でどのような課題を感じているか、居住支援協議会の会議の際に報告があった。課題としては特に、住宅を求めている方が、単に住宅がないということで悩んでいるだけでなく、例えば低額所得の問題や、高齢や、精神障がいといった複合的な背景を抱えた方への支援を行うのが、居住支援法人としても苦労を重ねていると聞いている。あるいは、居住支援法人も設立してから年数が少ないために、そうした課題があったときにどこに相談すべきか、またどのように対応すべきかを迷うことがあると聞いている。また、まだまだ居住支援法人の数が少ないため、今後の新たな居住支援法人の設立等も課題の1つとして挙げられる。

続いて、山形市の居住支援協議会の構成員について、山形市の関係課等としては、事務局の長寿支援課、住宅部局の住宅政策課をはじめ、国際交流センターや、防災対策課、企画調整課、男女共同参画センター、市民課、生活福祉課、障がい福祉課、こども未来課、こども家庭支援課、産業政策課といった、住宅確保要配慮者に対する何らかの居住支援に関わる関係部署を構成員としている。

4 協議

(1) 山形市ケアマネジメントに関する基本方針（案）について

議長

では、「(1) 山形市ケアマネジメントに関する基本方針（案）について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局

－資料5に沿って説明－

－資料6－2の5ページ目のQ22について、R6の値を92.8%から100%に訂正－

委員

この度、意見交換会等を通じて、現場のケアマネジャーの意見等も方針に取り入れられた点では大変良かったと思う。ただ、そうした意見を取り入れる中で、次第に整合性が取れなくなってきた点や、文章の具体性・抽象性のバランスが全体的に取れなくなってきた点を感じる。私は、具体的な詳細の部分についても意見を持ってはいるが、この場で申し上げるには時間もかなり要するので、今後完成に向けた過程の中で、関係機関や関係職種等を交えて、共に検討できることを望む。

そして、一番重要なことは、完成後に現場のケアマネジャー等に周知することではあるが、実際に方針を実践できるレベルまで引き上げる、言い換えると、行動に伴うようになるまでを目指さないと、作っただけに終わってしまうと思う。周知のみならず、方針に則ったケアマネジメントを行うレベルになるような方策を取っていただきたい。

また、どういったことを市に意見したいかについて、枠組みだけお伝えする。一つには、ケアマネジメントの方法や過程を過度に狭めてしまったり、法律上定められているものを超えるような範囲まで求めているような誤解を招きかねなかったりする表現があると感じる。

もう一つには、多職種連携について、ケアマネジャーがすべきことが書かれている。果たして、連携先となる他の職種の方が、こうした共通認識を持っているのか、現場の感覚としては、疑問に持っているところがあるので、一緒に考えさせてほしい。

事務局

誤解を招きかねない文章表現や、多職種連携について、今後関係委員とも協議をさせていただくほか、ケアマネジャー等とも再度協議の場を持たせていただき、完成に向けて取り組みたいと考えている。

また、周知についても、事業所へ通知するとともに、年度末に行う予定の集団指導等でも周知したいと考えている。さらに、方針について知っていただく機会を増やし、併せて方針をより効果的に共有する方法というところも、今後協議・検討し、お示ししたいと考えている。

委員

まず、集団指導という言葉があったが、様々な居宅系の事業所が参集している集団指導の場で伝えることにより、多職種・多サービスへの周知という点では効果的な方法と思う。ただし、集団指導という名前がついている場でこの方針を示すとなれば、例えば、運営指導との兼ね合いといった問題も出てくるかと思う。説明の前段であったように、保険者が方針を定める根拠を併せて伝えていただきたい。

また、12月2日に国の会議があり、ケアマネジャーの様々な業務について、法で定められた業務とそうでない周辺業務を仕分け・精査が行われたところ。その会議では、地域や市町村がどのようなサポート体制を作っていくかというようなことも盛り込まれている。ということは、ケアマネジャーがケアマネジメント業務を行う上で、周辺業務の解決のために地域の中でどのような仕組みが必要なのかということも併せて考えるものとしていただきたい。ケアマネジメントには、様々なインフォーマルな支援等も含まれてきている中、そうした点は、今般の方針にはあまり触れられてはいないかと思うので、今後、保険者として考えていただきたいと要望する。

議長

要望としてお受けする。

委員

あまり具体的な事項を盛り込むというよりは、基本となる考え方を示すということが基本方針を策定する趣旨だと思う。

現場との意見交換や意見聴取をしたというプロセスは非常に重要なことだとは思いますが、例えば現場でこの方針を活かす場面を想定するときに、ガイドラインのようなものが、別途設けられていれば、よりわかりやすいのではないかと感じた。理念や方針に関する部分とは別に、具体化するガイドラインに関する部分、例えば、実際にケアプランに落とすときに、どういった表現を使うべきか、どういった考え方を持つべきか、といったことを具体化するようなものを設けてはいかかが。さらに、例えば、現場で使いやすいものに、毎年ブラッシュアップしていくものとして活用している市町村もあるので、そうした事例も参考にしながら、現場で役に立つものを作るという考え方を示してはいかかがと思う。

基本方針はシンプルにすべきという点では、資料5の3ページ目に、自立支援型地域ケア会議を積極的に活用することや、ナチュラルな資源を活かすこと等、より具体的な話が出ており、この方針自体が、指針というよりは視点に重点を置いた内容に変わったという印象を受ける。したがって、どこまでこの方針に載せるのかを、もう少し吟味された方が良いと思うがいかがか。

事務局

この方針は、基本となる考え方を示すものとして、委員がご指摘の点にも留意しながら、完成に向けて協議を行っていきたい。その他、適切なケアプラン手法の手引き等のツールもある

ので、そうした他のツールとの住み分け・連携ができるような作りにしていきたい。

事務局 委員ご指摘のとおり、意見交換等を踏まえて、詳細に触れている部分と、大まかに触れている部分が、様々に混在していると改めて感じた。

今後、インフォーマルサービス等も活用できるようなガイドラインのようなものと、大きな指針に分けることで、より皆様に浸透しやすい、そして実際の場面で活用しやすいものとなるようにしたい。その際は、急いで作っていくというよりも、作成のための議論のプロセスも大事にしながら、有効に活用できる方針と、実際に活用できるツールとしてのガイドライン・フロー等を、ご意見を踏まえて検討し、次回以降の協議会で改めて意見をいただければと思う。

議長 委員から大変貴重な意見を受けたところであるから、事務局はその意見を踏まえて、今後、最終案を示すようお願いしたい。

(2) 地域包括支援センターの運営状況及び評価事業について

議長 次に、「(2) 地域包括支援センターの運営状況及び評価事業について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料6－1及び資料6－2に沿って説明ー

委員 資料6－1の2ページ目の2(4)の地域ケア会議において、ヒアリングから見えた課題と対応について、ケアマネジャー及び主催者側から、提出資料の作成に対する負担が聞かれているのが現状である。そこで、例えば東根市では、提出資料を少なくする方向性で実施している。具体的には、利用者基本情報やアセスメントシート等で情報が重複するような部分を省いたり、そのケースで焦点化する課題がどこにあるのかを事前にまとめたシートをつけたりして、各市町村で資料作成の負担が軽減されるように、かつ効果的になるように、県で示した当初の様式から、様々な様式をアレンジしているところが増えてきている。山形市は、どちらかと言えば、スタンダードな様式を保っている市であると見受けられる。したがって、現場とよく相談しながら、こういった様式に変えれば効果的・効率的な実施になるかをよく研究していただき、負担軽減に向けて動いてほしい。

また、個別地域ケア会議の開催の可否を適切に判断し、各センターにおいて適宜開催されているようだ。この資料からは詳細を把握できない部分もあるが、例えば重層的な課題を抱えている事例や、地域からの協力を得ないと課題解決に至らない事例等、必要性が高い事例について、個別地域ケア会議が適切に行われているのかどうかは、地域課題を把握していくため等にも、非常に重要と思う。個別地域ケア会議をいかに適宜開催できているかが、地域包括支援センター職員の力量に関わる場所でもあると思うので、重点的に確認・モニタリングをしていただき、職員のスキルアップを促していただきたい。

事務局 自立支援型地域ケア会議の資料については、長年スタンダードな形を保っているところ、以前の自己評価結果でも、資料作成の負担の意見は出ている中、まだ見直しまで至っていないのが現状である。会議を有効に進めるために、また助言者から適切な助言をいただくために、この様式を継続しているが、様々に工夫されている取組があるところのご指摘を踏まえ、実際に資料を活用する皆様と意見交換をさせていただきながら、負担軽減に繋がる部分については鋭意検討したい。

また、地域包括支援センターで課題と捉えたものについては、個別地域ケア会議に至っていると思っている。多角的な視点での検討が必要な課題を見落としていないかといった視点や、

地域の力もお借りしながら、より幅広に課題を検討しなければならないような、ケースを見落としていないかといった視点により、個別地域ケア会議の開催状況を確認していく。

委員

資料6-1の3ページ目の一番上の、3(2)の認知症高齢者支援に関連するが、国で「認知症施策推進基本計画」が今月に閣議決定されたところ。県においても、「県認知症施策推進計画」の策定に向け準備を進めているところ。山形市では、計画づくりについて今どのような考えを持っているのか。そして、国が示す新しい認知症観をどのようにして市民の方に知らせていくか。

事務局

計画に関する動向については承知をしている。それを踏まえ、次は市町村の計画の策定となるわけだが、策定のプロセスも非常に重要だろうと思う。

本人や家族の意向等も踏まえながら策定しようと考えており、現時点では具体的な策定期間の目標が定まっているわけではないが、関係機関にも相談しながら、策定に向けたロードマップを作っていきたい。

委員

認知症本人の権利擁護のみならず、家族の方が安心して介護や仕事を継続できることも権利である旨も含まれた市の計画となることを望む。その点も、今後、策定の過程の中で検討したい。

委員

認知症の方を支えている家族の尊厳が守られてないと感じることあり、認知症の方の家族に関する視点も含めて、認知症高齢者支援であるべきだと思っている。

また、資料を見ても、山形市では地域ケア会議に注力していると感じている。しかし、特に自立支援型地域ケア会議の効果については、今のところケアマネジャーにも、助言者にも知らされていない。例えば、会議にかかった事例について、介護度が進むのが遅いといった介護度の変化を追ったり、サービスの量や種類を探ったり等、具体的にデータとしても見えるような効果判定を出していただかないと、やらなければならないから会議をやっていることになりかねず、心配である。

また、会議では、同様の事例が繰り返し出てくることがある。助言者の立場からすると、事例とその助言が市の中で共有されていないのかと思うことがある。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の中で、地域ケア会議で出た事例や助言をケアマネジャーに共有するような工夫をとりながら、有機的に効果が見える形とし、最終的には利用者の自立支援に本当に繋がっているという確信が持てるような形を示していただきたい。

そして、地域包括支援センターでこうすれば良いという解決策がわかっているけれども、自立支援型地域ケア会議に出されてくるというのも時々見られる。センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援の中で対応いただいたら、また違う事例を地域ケア会議では検討できるのにとすることもあるので、自立支援型地域ケア会議の見直しを通じて、真に見直されるよう、検討いただきたいと思う。

事務局

認知症に関しては、家族の尊厳の視点も含め、検討したいと思う。

自立支援型地域ケア会議についても、おっしゃる通り、山形市としては、高齢者の自立支援や地域課題の発見等で、大変重要と考えているところ。様式の見直しについては、県からリーディングアドバイザーとして、助言者の方を派遣いただく機会を今年の11月に設け、事例や様式の見直しについて、意見を頂戴したところである。

併せて、今後、短期的に業務負担の改善に繋がるような検討に加え、委員ご指摘のとおり、効果検証としてこういった指標を定めるべきか、それを以ってどのような効果検証ができるか

等、中長期的な視点も踏まえて、地域包括支援センターと協議しながら見直しを行っていきたい。また、現在、事例について会議後のモニタリングを行っており、そのモニタリングの一層の活用という点で、例えば全体の事例数は増やすことなく、モニタリングの結果を利用して会議を実施する等、様々な取組を検討している。

さらに、委員ご指摘のとおり、助言の共有が課題だと考えているので、山形市高齢者保健福祉計画に定める自立支援型地域ケア会議の指標については、第8期では、会議での検討の事例数としていた。一方で第9期では、会議の助言内容に関する居宅介護支援事業所等内での共有の割合としたところ。助言内容が一層共有されるように、今後働きかけていきたい。

委 員 資料6-2の2ページ目の(4)地域ケア会議のQ52に関連して、地域ケア調整会議が開催されているかと思う。当然、開催はされているかと思うが、その会議の中でどのような地域課題が、どのように対応策を検討されているかについての報告は、この会議でなされるのか。

事務局 地域ケア調整会議については、自立支援型地域ケア会議や介護保険サービス事業所連絡会等から寄せられた課題について、全市的に協議する場となっており、昨年度も、地域ケア会議から見えた課題ということで報告している。今年度も次回に、今年度分を報告する予定である。

委 員 質問というよりお願いである。資料では、課題、意見及びその対応として、例えば、連携強化につながる場を早期に設けるといった記述が見られる。文章となった以上は、スキームを本当に真剣に考えて、責任を持ってやっていただければ大変ありがたい。

事務局 委員ご指摘のとおり、早期に取り組むものは早期に取り組みたい。

議 長 それでは、委員の意見や要望を、今後の対応の中にも含めるということで、承認することとしてよろしいか。

ー承認

(3) 地域包括支援センターの時短勤務(労働基準法に基づく育児時間)について

議 長 次に、「(3) 地域包括支援センターの時短勤務(労働基準法に基づく育児時間)について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料7に沿って説明ー

議 長 以上、事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願いしたい。
ー質問・意見等なし

議 長 それでは、「(3) 地域包括支援センターの時短勤務(労働基準法に基づく育児時間)について」について承認ということでよろしいか。

ー承認

(4) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について

議 長 次に、「(4) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について」、事務局から説明をお願いしたい。

事務局 ー資料8に沿って説明ー

議 長 以上、事務局から説明があったが、委員の皆様から、ご質問ご意見等あればお願いしたい。
ー質問・意見等なし

議 長 それでは、「(4) 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援事業等の委託先の承認について」について承認ということでよろしいか。

5 その他

議 長

その他、事務局及び委員の皆様から報告事項等はあるか。

事務局

その他資料の提供として、その他資料1「介護保険事業の実施状況について（令和6年8月時点）」を配布している。後ほどご覧いただきたい。

事務局

令和5年度第3回の本協議会において、委員からご意見のあった地域包括支援センター職員と居宅介護支援事業所等のケアマネジャーとの関係性について報告する。市において、基幹型地域包括支援センターと連携し、センター職員については例年のセンター向けヒアリングの中で、居宅等のケアマネについては居宅介護支援事業所連絡会の中で、実態の聞き取りをそれぞれ行った。

結果、利用者の紹介やケアマネジャー支援の役割から、気遣いが生じることはあるものの、全体的には役割分担に基づく一定の信頼関係はあり、上下関係のように感じている実態は確認できなかった。今後も、市は、包括的・継続的ケアマネジメント支援部会と連携しながら、居宅等研修において交流機会を確保する等し、互いに尊重し合った良好な関係となるよう、支援をしていく。

6 閉会